

児童虐待による死亡事例検証報告書
(令和4年度発生分)

令和6年4月
横浜市児童福祉審議会

本報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに十分配慮した取扱いをお願いします。

目次

1	はじめに	1
	(1) 検証の目的	
	(2) 検証の方法	
2	事例Ⅰ	2
	(1) 事例の概要	
	(2) 事例の経過	
	(3) 事例検証により明らかになった内容	
	(4) 問題点・課題	
	(5) 課題解決に向けた改善策の提言	
3	事例Ⅱ・Ⅲ	4
3-1	事例Ⅱ	
	(1) 事例の概要	
	(2) 事例の経過	
	(3) 事例検証により明らかになった内容	
3-2	事例Ⅲ	
	(1) 事例の概要	
	(2) 事例の経過	
	(3) 事例検証により明らかになった内容	
3-3	問題点・課題	
3-4	課題解決に向けた改善策の提言	
4	おわりに	9
<資料>		
資料1	横浜市 区福祉保健センター機構図	10
資料2	横浜市 区こども家庭支援課専門職体制イメージ図	11
資料3	横浜市 児童相談所機構図	12
資料4	横浜市 区・児童相談所の支援方針決定までの流れ	13
資料5	横浜市 記者発表資料「にんしんSOSヨコハマ LINE相談」	14
資料6	検証委員会の概要	15
資料7	児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領	16

1 はじめに

本市において、令和4年度に児童虐待による死亡事例が3例発生した。これらの事例について、横浜市児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置されている「児童虐待による重篤事例等検証委員会」（以下、「検証委員会」という。）において検証を行い、報告書としてまとめた。

なお、本報告書は、プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように配慮して記載した。また、事実関係が明確にならない事例もあったため、本文で示す「問題点・課題」「課題解決に向けた改善策の提言」については、これらの事例の検証を踏まえつつ、一般的な事項として取り上げている場合が多いことに留意されたい。

(1) 検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に基づく厚生労働省の通知を踏まえ、児童虐待により子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握や発生要因の分析を行い、必要な再発防止策を検討することを目的として実施するものである。

なお、検証は関係者の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

(2) 検証の方法

本検証は、検証委員会が、関係機関から提供を受けた記録、裁判の傍聴、関係機関へのヒアリング等で入手した情報を基に行った。事例Ⅱ・Ⅲについては、産婦人科医師、産婦人科学の教育研究者、助産学の教育研究者などに意見照会を行い、その結果も参考とし、改善策の提言をまとめた。

2 事例 I

(1) 事例の概要

ア 事例概要

車内で、こども2人と実父の遺体が発見され、心中であったとの情報を把握した。

イ 世帯の状況

(ア) 世帯構成

実父（30代）、実母（30代）、本児（7歳）、本児（4歳）

(イ) 世帯の状況

区こども家庭支援課、児童相談所ともに虐待対応や要支援児童としての関わりはなかった。

(2) 事例の経過

7歳 8か月 4歳 11か月 事件当日	実父と実母がトラブルとなり、外へ逃げだした実母が110番通報。 実母が通報している間に、実父が本児たちを連れ、車で出ていった。
同日	市外公園で車両火災が発生し、車両内で3人の焼死体が発見された。車両番号から実父の車であることが判明した。
同日	警察署から児童相談所に連絡が入る。
事件から3か月後	父子心中と推定され、実父を被疑者死亡のまま送検と報道により確認。

(3) 事例検証により明らかになった内容

世帯に関わる複数の機関からヒアリングを行い、生活の状況や養育状況、こどもの発達状況などに関する情報収集を行ったが、心中の原因として推察される世帯が抱える課題や事実は得られなかった。

(4) 問題点・課題

本市で起こった心中によるこどもの虐待死亡事例は、令和元年度以降毎年発生し、令和元年から4年で計6人のこどもの命が奪われている。死亡したこどもの年齢は2歳から12歳で、きょうだい共に死亡に至った事例は2事例あり、これら全てにおいて要保護児童としての登録はなかった。この4事例の心中の動機としては、保護者自身の精神疾患や育児不安、家庭不和なども考えられたがどれも事実確認には至っていない。

事件発生後に再発防止策を検討しようとしても、心中事例の検証については養育者が死亡しており、死亡原因の情報も得られない中、具体的な対策を検証していくことは非常に困難である。

また、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（以下「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」）によれば、平成15年7月～令和4年3月までの間、全国の心中による虐待死は、全体の約38.5%を占めており、本市のみでなく、心中によって全国合計で619人ものこどもの命が奪われている現状がある。こどもの命がこれほど奪われているにもかかわらず、心中による虐待死の原因や背景等に関する調査や分析は、心中以外の虐待死に比べて遅れていると言わざるを得ない。そのため再発防止に向けた有効な対策が取れず、新たな心中による死亡事例が続いている。

心中以外の死亡事例発生の場合、報道も大きく取り上げるなど検証の必要性が社会的にも高まり、事件後に国の様々な対策が講じられてきているが、心中事例については、メディアを含めて社会的問題意識が高いとは言えず、具体的な防止策を打ち出すに至っていない現状がある。

(5) 課題解決に向けた改善策の提言

ア 子どもの権利を守るための啓発

「子ども虐待対応の手引き」（平成 25 年 8 月改訂版：厚生労働省）には、「心中による虐待死は、何よりも、保護者によって何らの罪もない子どもが殺害されるものであり、深刻な児童虐待の一つであることを忘れてはならない。」と記載されている。しかし、心中による子どもの死亡は未だ「虐待」として認識されているとは言い切れない状況であり、子どもを巻き込む心中は、殺人であり、最たる権利侵害であることを広く啓発していかなければならない。たとえ親であっても子どもの生命を奪う権利はないこと、そしてそれを社会が許さないという機運を醸成することが重要である。

イ 自殺予防対策の強化

全国の自殺者数が年間 2 万人を超える水準で推移している中、国は、自殺総合対策大綱を令和 4 年に見直し、社会全体の自殺リスクを低下させるための相談体制の充実、相談窓口や情報のわかりやすい発信、居場所づくりの推進等幅広い総合的な対策等を打ち出している。自殺を思い留まる状況を作っていくことは、心中を防止するためにも重要であり、昨年の本市の「児童虐待による重篤事例及び死亡事例検証報告書（令和 2・3 年度発生分）」（以下「検証報告書」）でも自殺対策を強化する必要性を述べている。本市の自殺対策におかれては、関係各部署で連携し合い、実態の確認や課題解決についての協議や取組を継続して実施していただきたい。また、自殺リスクのある人に対して周囲の人々がそれぞれの立場で話を聞き、必要な情報提供ができるよう、ゲートキーパーの更なる養成や、相談に結びつくためのシステム整備等について継続した強化策が必要である。

さらに児童福祉に携わる関係機関や関係者が、自殺の実態や自殺に至るまでの要因、自殺対策や予防の方法について理解を深め、日々の相談や支援の中で生かせるよう研修や事例検討等を継続して実施していただきたい。

ウ 国への提言

自殺対策基本法が制定され、様々な自殺予防対策が行われてきているが、その中で、親子心中の件数は、（成人親子の事件を含めて）明らかになっていない。今後は、子ども虐待防止の観点からも心中事例に関する検証を行い、未然防止に向けた方策を検討していく必要がある。「子ども虐待対応の手引き」には、「心中による虐待死の人数は、心中以外の虐待死と比べても、同数もしくはそれに近い状況であり、決して軽視することはできず、防止のための取り組みが強く要請されている。」と、記されている。子どもを巻き込む心中事例について、（保護者が生存している）未遂事例を含め、母子心中と父子心中の違い、保護者の精神疾患や子どもの障害等の影響、夫婦の関係性なども意識しながら、事例の収集と把握・分析を行い、心中の防止策につなげていただきたい。

また、心中は、養育者の手によって子どもの未来と権利が奪われるものであり、子どもを巻き込むことについて社会が許さないという機運を醸成するための啓発について、国が主導して取組を進め、子どもの命が奪われることのない社会を作り上げていくべきである。

平成 28 年の児童福祉法の改正により、全ての子どもは健やかに成長・発達し、その自立

が図られる権利を有することが明確化された。また、令和5年施行のこども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指している。全てのこどもの「生きる権利や成長する権利」を保障するための心中防止対策や安全確保の観点から講じられるべき対策の取組に期待したい。

3 事例Ⅱ・Ⅲ

3-1 事例Ⅱ

(1) 事例の概要

ア 事例概要

乳児の遺体をビニール袋に入れ自室に1か月間放置したとして、実母が死体遺棄の疑いで逮捕され、有罪判決を受けた。

イ 世帯の状況

(ア) 世帯構成

実母（20代）、本児（0歳）、母方祖母（40代）

・実父<交際相手>

(イ) 世帯の状況

区こども家庭支援課、児童相談所ともに関わりはなく、母子健康手帳の交付もなかった。

(2) 事例の経過

出産7か月前頃	市販の妊娠検査薬にて陽性反応あり。
	実母は、中絶のために産婦人科を受診。妊娠週数から他病院をすすめられたが、中絶費用等確認したものの受診にはつながらなかった。
出産2か月前頃	祖母が妊娠を疑い産婦人科受診を勧めたが実母は拒否。
0歳0か月0日	自宅にて本児出産。泣かずに動かない乳児をどうすればよいかわからず、ビニール袋に入れて放置した。
出産後1か月10日 事件発覚日	祖母が生後間もない乳児の遺体を発見。
事件発覚から1日	実母が乳児の死体遺棄容疑で逮捕される。

(3) 事例検証により明らかになった内容

公判で実母は、妊娠した時の気持ちについて「どうすればいいんだろうと思った。おろしたかったと思う。」と話している。実際に産婦人科を受診をしているが「高額の墮胎費用と親の同意が必要になるので（中絶を）断念した」と語っている。妊娠したことや中絶を考えたことを、交際相手や祖母に相談することはなく、祖母から、妊娠しているのではないかと問いかけがあった時には「今さら親子面をされるのは嫌」と心を閉ざした。

また、「（親には）日頃から相談できる関係ではなかった、自分のことを話せなくなっていった」「自分が他人に相談できなかつたことがこの事件が起きた原因」と述べており、友人には妊娠について相談をしていたものの「本心は全て伝えてはいない」「迷惑をかけるだろうと思うことまでは伝えなかった」とも話している。

病院には生まれそうになったら行けばよいと考えており、自宅での出産を決心したのは当日で、動いていない新生児を出産後どうすればよいかわからず、ビニール袋に入れたと述べている。

3-2 事例Ⅲ

(1) 事例の概要

ア 事例概要

自宅近くの公園敷地内に乳児の遺体を遺棄したとして、実母が死体遺棄の疑いで逮捕され、有罪判決を受けた。

イ 世帯の状況

(ア) 世帯構成

実母（20代）、本児（0歳）、母方祖母（40代）

・実父 <不明>

(イ) 世帯の状況

区こども家庭支援課、児童相談所ともに関わりはなく、母子健康手帳の交付もなかった。

(2) 事例の経過

出産6か月前	市販の妊娠検査薬にて陽性反応あり。
出産3か月前	お腹が大きくなってきたが「太っただけかもしれない」と思い込むようにしていた。
0歳0か月0日	自宅にて本児を出産。
同日	自宅にあったスコップで庭に穴を掘り遺体を埋める。
出産後1日	朝、庭から掘り起こした遺体を公園に埋めて遺棄。
出産後5日 事件発覚日	警察署より児童相談所あて連絡。「区内の公園で生後間もない乳児の遺体が遺棄されているのが発見された」と。
同日	実母が乳児の死体遺棄容疑で逮捕される。

(3) 事例検証により明らかになった内容

公判で実母は、「祖母には怖くて話せなかった。友人には話していいのか悩んでいたが話すことはできなかった。どこに相談したらよかったのかわからなかった。」と話している。実母は本児を供養したいという思いから出産後に火葬場や産婦人科に連絡を入れたものの、どちらでも警察に連絡をするように言われ、「殺したとの疑いをかけられる」ことが怖くて相談にはつながらなかった。公園に遺体を埋めた後、供養のために花を手向けに行ったとも語っており、どうしてよいかわからない中、実母なりの弔いであったことが推察された。

また、祖母は「お腹が大きくなっていくことには気づいていたが妊娠とは思っていなかった、妊娠していたら自分に話してくれると疑わなかった」と述べながらも「過去にイライラして実母にあたってしまうことがあり、実母が自分に相談等しなくなったのだと思う」とも語っている。

陣痛が始まり、痛みが繰り返す中で実母は「赤ちゃんが産まれるかもと思った」が、祖母に声をかけることはせず、本児を出産した。

3-3 問題点・課題

今回検証を行った事例の実母は、いずれもひとり親家庭で育ち、親子間のコミュニケーションがうまく図れないままに思春期を過ごし、祖母には妊娠についての相談をせずに出産となった。事例Ⅱでは、妊娠に気づいた祖母に「放っておいて」と反発し、友人に相談をしていたものの、「本心までは話さなかった」と実母が言う通り、継続したやり取りや支援には至らなかった。事例Ⅲでは、妊娠について祖母に話すことはなく、友人に話しているのか悩みながらも相談しないままに出産を迎えている。どちらも家族や友人を頼ろうとする援助要請行動に結び付くことはなく、ひとりで抱えこみ妊娠期を過ごしている。

また、2事例ともに妊娠検査薬を使用し、陽性反応を確認しており、事例Ⅱについては、産婦人科も受診したが中絶費用と同意書記入の問題から継続した通院には至らなかった。予期しない妊娠という状況の中で、妊娠の経過や母体の保護、中絶等についての知識や正しい情報を知ることも相談先につながることもなかった。事例Ⅲの公判で実母は、裁判官からの問いに「市役所に窓口があるのを知らなかった」と答えている。行政の窓口へどのように相談をつなげていくのかについても大きな課題である。

さらに、今回の事例では実父が不明もしくはすでに関係性が途絶えている状況であり、裁判の中でも男性(実父)の責任については、話題にすらならなかった。予期しない妊娠を防ぐための男性の自覚や責任についても考えていかなければならない。

3-4 課題解決に向けた改善策の提言

(1) 相談へつなげる体制の強化

検証にあたった どちらの実母も、自分のことを話しても良いのだという安心感や、大人が受け止め、話を聞いてくれる経験がないままに成長してきたのではないかと推察される。そのため、妊娠・出産を誰にも相談できない状態の中、遺棄をするというところまで追い込まれていたとも考えられる。

こうした女性が妊娠期に情報収集や相談を行うためには、身近に相談先があることを知る機会を増やし、様々な情報を伝える取組が重要である。本市においては、当事者が妊娠や出産等に悩んだり孤立することのないよう、「にんしん SOS ヨコハマ」*1では電話やメールの相談に加え、新たに LINE の相談も始めている。より気軽につながる中で不安を丁寧に受け止め、適切な情報を提供していただきたい。今後、24 時間対応することによるアクセスのしやすさや、匿名性の保障などを進めること、支援が必要にも関わらず情報が届いていない人に対して、積極的に働きかけていく支援の展開も必要となってくるであろう。予期せぬ妊娠で、孤独感を抱え孤立した妊婦に支援者が出会う場面があれば、妊娠葛藤に寄り添い、自己決定を支えるための関係の構築にあたっていただきたい。

また、本人が相談につながらない場合は、周囲の人が代りに適切な支援につなげることができるよう、相談先の周知等については、当事者のみでなく多くの人や関係機関が知る機会を増やすことも重要である。男女を問わずあらゆる世代や関係者に対して妊娠、出産や避妊等の性に関する正確な知識の情報提供等がなされるよう、取組を一層推進していくべきである。

さらに、里親委託や施設養護等、社会的養護の制度を利用する選択肢もあること、また経済的な援助や子育て支援サービスなど、利用できる様々な制度についても情報を届けていくことが必要であろう。

なお、こどもに関わる支援者は、どの場面の相談においてもこどもの立場を最優先に真摯に向き合い、共に悩み考えていてもらいたい。そのことが、次の相談につながることを心に留め、多様な背景を抱えるこどもに寄り添い、関りを続けていくことが必要である。

*1「にんしんSOSヨコハマ」：平成28年1月に開設。「予期しない妊娠で産もうかどうか迷っている」、「妊娠したが自分では育てられない」、「産みたいが出産の費用がない」など、妊娠・出産・育児に関する相談に応じている。

(2) 支援策の強化

事例Ⅱの実母は、妊娠中期に入り中絶を考えたものの費用負担等のことで以降の受診にはつながらず、事例Ⅲの実母においては、妊娠検査薬で陽性であったものの受診はせず、妊娠していないと思い込もうとしており、母子健康手帳の交付等、行政の相談援助に結びつかない状況であった。今後、妊娠判定に関わる検査費用等の経済的支援を行うなど、支援の始まりを妊娠届出書の提出よりさらに早い時期に設定し、必要時は特定妊婦として切れ目のない支援に結び付けるよう施策を展開していくべきである。

また、予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、処方箋なしに「緊急避妊薬」を適切に利用できる仕組みを検討するため、昨年11月より、一部の薬局において試験販売が始まっている。世界保健機関（WHO）は、2018年に「意図しない妊娠のリスクに直面する全ての女性と少女は緊急避妊の手段にアクセスする権利がある」として、各国に対応するよう勧告している。経口避妊薬等の社会的な認知もまだまだ追いついていないと考えられ、これらについては行政と産婦人科医との連携を進め、正しい情報を周知していく方法を検討していただきたい。

妊娠初期から妊娠への思いを受け止め、早期に支援につなげることは重要であり、医療・保健・福祉の連携をさらに進め、予期しない妊娠への対応や支援策を強化していくべきである。支援者のスキルアップに取り組む方法として、産婦人科医や助産師等の専門家を研修講師として活用するなど、包括的性教育についての効果的な取組などを推進していただきたい。また、事例Ⅲの実母は出産後に病院に連絡を入れており、連絡を受けた病院が状況を聞き取り、必要な支援先へつなげていくことも必要であったと考えられる。産婦人科医とは、墜落産・乳児遺棄となった事例の検討や特定妊婦を疑う事例を発見した場合、行政への連絡の依頼など、連携をさらに進めていくべきである。

(3) 包括的性教育の推進

昨年の検証報告書においても「予期しない妊娠を防ぐためには、学校保健の一環として性に関する正しい知識や性行動に責任を持つことの大切さを伝える教育、妊娠した時の対応に関する情報提供等は不可欠であろう。」「今後、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（国際連合教育科学文化機関）で示された、生殖や性的行動、リスク、病気の予防だけでなく、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止等を含めた「包括的性教育」を推進していく必要がある。」と述べているところである。

性や妊娠出産に関する正しい知識を得るために、男女を問わず全てのこどもに対し、発達段階に応じた教育を段階的に行う必要がある。人間関係や多様なセクシュアリティのあり方も含めた包括的な性の知識を伝えていくべきである。こどもの発達段階に応じて、お互いを尊重し合う人間関係と性に関する知識を教育の場で伝えていくことは、ジェンダー平等や性の多様性の理解を促していくことにもつながっていく。また、避妊や相談先など

の具体的な方法を含め、妊娠に直面した場面で本人の意向に沿った手立てがとれるための情報提供は必須であり、妊娠がわかる前の段階から、相談する場の情報などを知識として獲得し、多くの情報の中から正しい情報を選択する力を養っていくべきである。

さらに、これらの教育は、家庭や地域など学校教育以外の場でも取り組まれることが必要であり、広くその必要性や内容について啓発を行っていただきたい。

(4) 男性の性行為に伴う責任について

妊娠の機能を有する女性は、男性に比べて避妊や妊娠、出産等により、生活や健康に重大な影響を受けることになり、女性が自分の身体に関することについて、正しい知識・情報を得ることは必須である。それと共に男性においても避妊や中絶を含む妊娠のプロセスを知り、女性の生活および身体的に大きな負担がかかることのないよう予期しない妊娠を防いでいかなければならない。男性は自らがとった性行為によって女性を妊娠させ、そのことで身体的にも心理的にも女性に大きな負担をかけうるということを自覚しなければ問題の解決につながらず、このことについても包括的性教育の推進は重要であろう。

(5) 国への提言

「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第19次報告）によれば、全国の令和3年度の心中以外の虐待死亡事例の50人のうち0歳児が24人（48.0%）であり、実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題として、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が32.0%で最も多く、「妊婦健康診査未受診」が28.0%であった。本市で起こった事例同様、予期しない妊娠を背景として、誰にも相談できないまま、出産に至った状況が伺われる。

また、第19次報告の中で国への提言として、「妊娠や避妊といった性に関する正確な知識等について、障害児を含む全てのこどもに対し学校における発達段階に応じた性に関する教育が行われるようにしていくべきである。」と記されている。小学校・中学校の学習指導要領には、いわゆる「はどめ規定」と呼ばれる性教育に関する制限がかけられている現状があるが、学校教育における現行の性教育の内容を見直し、妊娠や出産を含めた性に関する正確な知識等の不足から生じる様々なリスクや被害からこどもたちを守っていくべきである。

全ての人の性と生殖に関する健康と権利が守られる社会の実現に向け、男性・女性の双方に対する正しい知識の普及や相談・指導体制の整備等、国を挙げて取り組んでいただきたい。

4 おわりに

児童虐待による死亡事例として今回の検証の対象となったのは、令和4年度中に発生した父子心中1事例と0日児死亡2事例の合計3事例で、いずれも区こども家庭支援課、児童相談所ともに支援の経過がない事例であった。

本市では、過去にもこうした心中事例や0日児死亡の事例が発生しており、検証委員会として、その都度何らかの改善策を提起してきたが、その対策は、まだ途上にあると言わざるを得ない。

先に心中事例について考えて見たい。本事例に関係機関の関わりはなく、加害者である父も死亡しているため、家族関係や家族の個々の成員の状況、また心中に至った経緯などはわからなかった。地方自治体における死亡事例検証は、本来個別事例について詳細に分析、検討した上で課題や改善策を示すことが求められているが、心中による虐待死の場合、過去に本市で発生した事例を含めて、知りたい情報が得られないことが多く、未然防止のための具体策の提起には限界があった。とはいえ、我が国の心中による虐待死は、本文でも述べたとおり虐待死全体の4割近くを占めている。したがって、心中による虐待死については、国として全体の動向を視野に入れ、可能な限りの詳細な分析と課題の抽出等が必要ではないだろうか。本報告では、その点を意識して国への提言を行った。

一方、0日児死亡も全国的な課題となっており、当検証委員会でも、これまで事例が発生する度に、妊娠した女性に対する相談や支援策の充実、強化を求めてきた。ただし、それらは予期せぬ妊娠によって困難に直面した場合の、いわば水際対策であり、本来、妊娠した女性だけに解決を委ねるような問題ではない。むしろこうした事態に至らないための施策こそが重要であり、そのためには、男女を問わず全てのこどもたちが、避妊や中絶を含む妊娠や出産にかかる包括的な性の知識を得られる機会が必要であろう。検証報告では、こうした包括的な教育の推進を実施するよう、国に対して提言した。

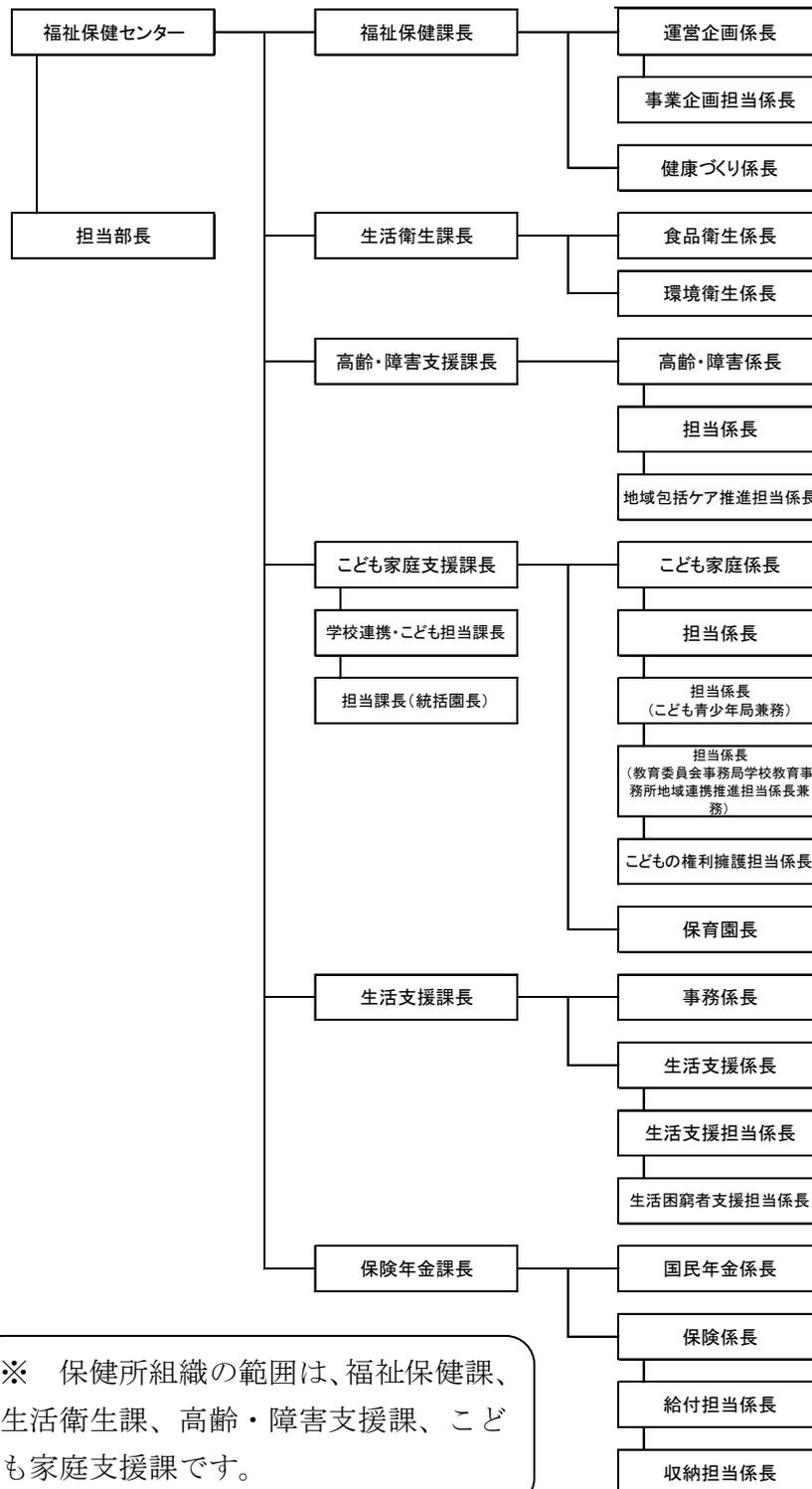
心中事例も0日児死亡も、最も深刻な虐待死であるにもかかわらず、関係機関の関与が少なく人知れず発生することが多い。これらを克服するのは簡単ではないが、こどもには生きる権利があるということがごく当たり前の常識となるよう、社会のあらゆる分野で不断に努力し、児童虐待のそれぞれの態様に応じた対策を地道に進めることが、私たちの責務ではないだろうか。

横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会
委員長 川崎 二三彦

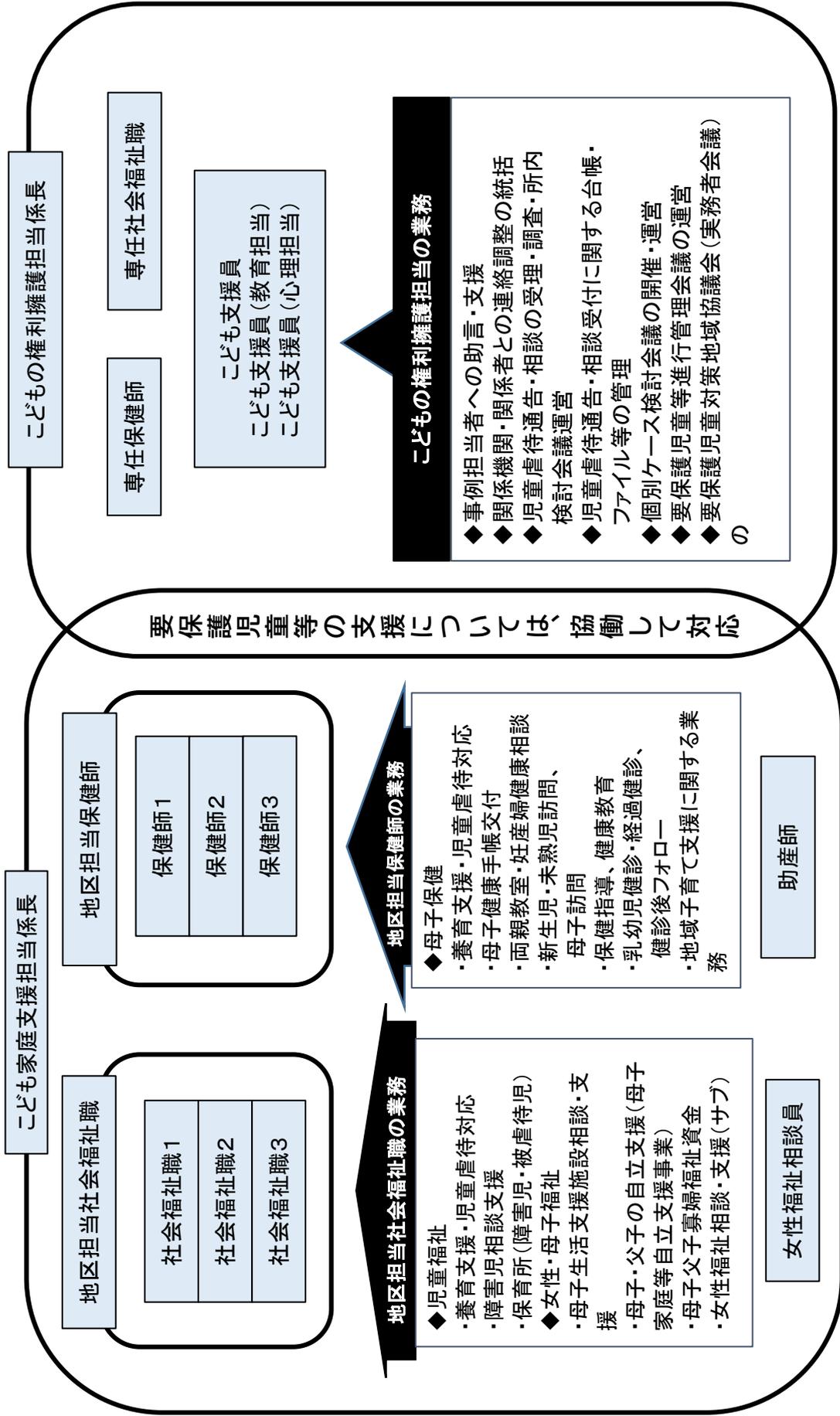
横浜市 区福祉保健センター機構図（標準形）※事件発生当時

社会福祉法に基づく「福祉に関する事務所」及び地域保健法に基づく「保健所支所」の機能を有する福祉保健センターを、18区役所に設置しています。

福祉保健センターは、1部6課体制とします。



横浜市 区こども家庭支援課専門職 体制イメージ図 ※事件発生当時



横浜市 児童相談所機構図 ※事件発生当時

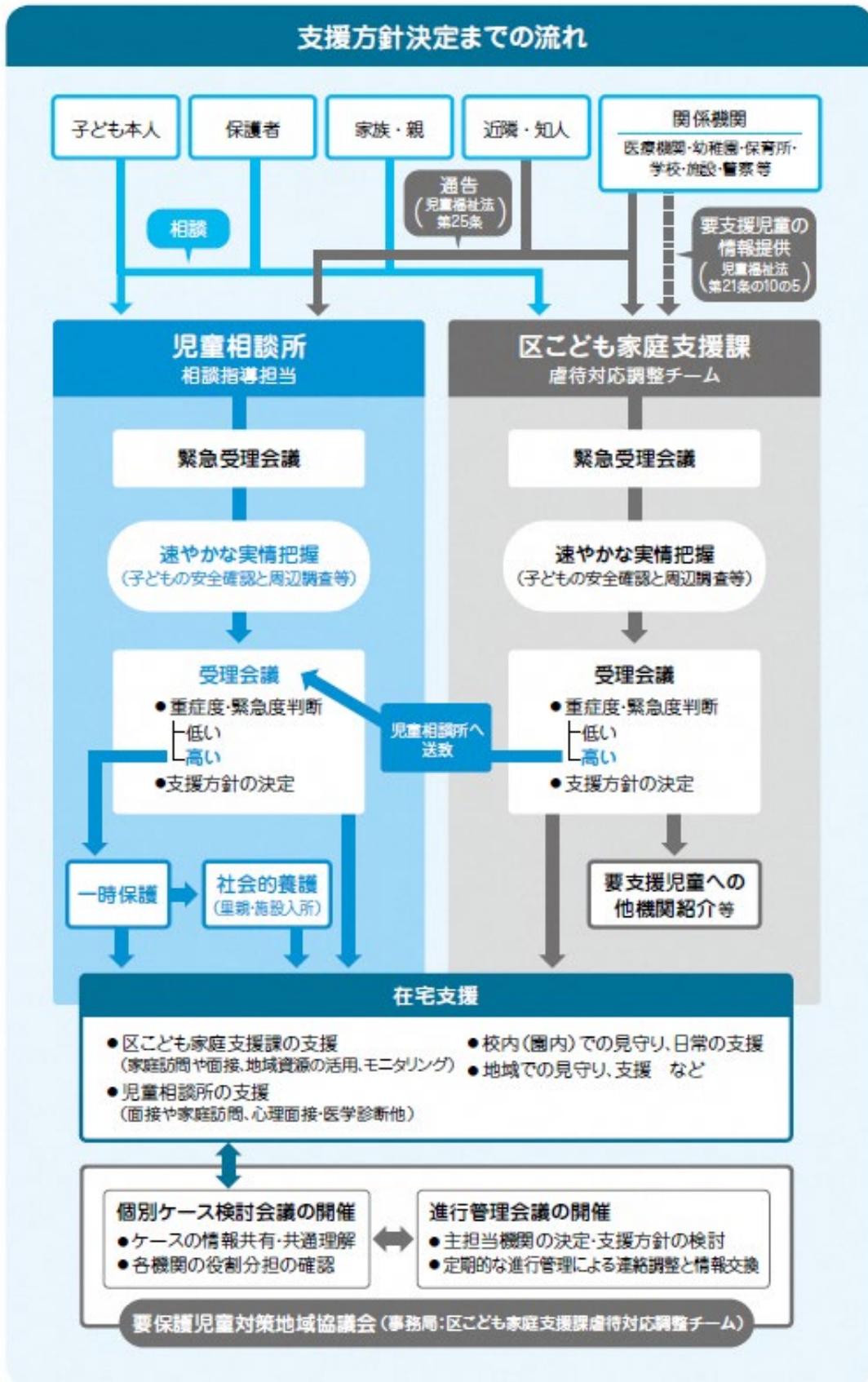
令和4年4月13日現在

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
敷地面積	1,967.97㎡	2,611.22㎡	1,640.20㎡	18,896.63㎡
建物延べ面積 [保護所]	4,476.47㎡ ※保護所含む	7,129.36㎡ (内児相分6,310.65㎡) ※保護所含む	961.65㎡ [1501.74㎡]	30,764.19㎡ (内児相分2,976.41㎡) [997.48㎡]
	<p>所長 (児童相談所統括担当部長)</p> <p>副所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 庶務係長 <ul style="list-style-type: none"> 事務 5 事務(1) 運転者(2) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 8 保育士 24 保育士(8) 保健師 2 心理療法担当(2) 学習指導員(8) 栄養士(1) <p>虐待対応・地域連携課長</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 事務 1 社会福祉 1 保健師 1 連携対応専門幹(1) ホットライン相談員(9) 虐待対応専門員(13) <p>支援課長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 7 看護師 1 (短時間再任用1含む) 相談調査員(2) 電話相談担当 1 電話相談員(2) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 22 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 22 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 22 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 22 保健師 1 虐待対応協力員(1) こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 16 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(2) 小児科医師(2) <p>担当課長</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 38 保健師 3 事務(1) 里親対応専門員(1) 養育支援家庭訪問員(4) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 <p>法務担当課長</p> <p>医務担当部長</p> <p>正規職員 156人 短時間再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 58人 計215人 (ほか委嘱医師4人)</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 4 保健師 1 相談調査員(2) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 2 運転者(1) 施設業務員(2) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 14 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 14 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 14 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 14 保健師 1 虐待対応協力員(1) <p>支援係長</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 26 保健師 1 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(1) <p>家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 </p> <p>障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 </p> <p>こころのケア係長</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 14 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(3) 小児科医師(1) <p>一時保護係長</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 5 保育士 20 保育士(8) 調理員(3) 看護師(2) 心理療法担当(1) 学習指導員(4) 栄養士(1) <p>自立支援担当係長</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 5 保育士 3 看護師(2) 心理療法担当(1) 学習指導員(2) <p>医務担当課長</p> <p>正規職員 112人 短時間再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 37人 計149人 (ほか委嘱医師4人)</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 5 保健師 1 相談調査員(2) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 15 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 15 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 15 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 15 保健師 1 虐待対応協力員(1) <p>支援係長</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 27 保健師 2 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(1) <p>家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 </p> <p>障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 </p> <p>こころのケア係長</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 12 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(4) 小児科医師(1) <p>医務担当係長</p> <p>一時保護所担当課長</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 6 保育士 22 保育士(8) 保健師 1 看護師 1 事務 1 心理療法担当(2) 学習指導員(5) 栄養士(1) <p>正規職員 113人 短時間再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 27人 計140人 (ほか委嘱医師5人)</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 6 保健師 1 相談調査員 1 (短時間再任用1含む) 相談調査員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 18 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 18 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 18 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 18 保健師 1 虐待対応協力員(1) <p>支援係長</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 28 保健師 2 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(2) <p>家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 </p> <p>障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 </p> <p>こころのケア係長</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 12 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(3) 小児科医師(3) <p>一時保護所担当課長</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 4 保育士 17 保育士(11) 保健師 1 看護師(1) 心理療法担当(2) 学習指導員(4) 運転者(1) <p>医務担当課長</p> <p>正規職員 107人 短時間再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 30人 計138人 (ほか委嘱医師6人)</p>

・ () 内は月額会計年度任用職員 () 内は嘱託委嘱医師

■ 総職員数 642人 [正規職員 488人 短時間再任用職員 2人 月額会計年度任用職員 152人] (ほか委嘱医師 計19人)

横浜市 区・児童相談所の支援方針決定までの流れ



7月1日(土)から「にんしんSOSヨコハマ」 のLINE相談が始まります

横浜市では、思いがけない妊娠や子どもを産むこと、子どもを育てることに悩む方が、孤立することなく相談支援を受けられるように、電話やメールで相談を行っています。
7月1日(土)から、より気軽に相談できるようLINEでの相談も開始します。

LINE相談 7月1日(土)から

相談は無料
(通信費は自己負担
となります)

【受付日時】 毎日 10時～21時30分
21時30分以降にご連絡いただいた場合は
翌日10時以降に返信します。
匿名でもご相談いただけます。

【相談方法】 以下の二次元コードまたは以下のIDを
検索して、「友だち追加」をしてください。
ID「@ninshin-sos」

※7月1日より前でも登録はできますが、
LINE相談は利用できないため、
電話相談及びメール相談をご案内します。



トーク画面イメージ

【参考】「にんしんSOSヨコハマ」について

横浜市民で、妊娠や産むこと、子どもを育てることに少しでも不安や悩みを抱えた方(妊婦、パートナー、ご家族、ご友人等)は、どなたでもご相談いただけます。匿名の相談も可能です。

相談は無料ですが、通話料・通信料は自己負担となります。

平成28年1月から開設し、助産師・保健師などの資格を持つ経験豊富な専門相談員が、さまざまな事情で子どもを産み育てることに悩みを抱える方の状況を丁寧に受け止め、適切な情報提供を行っています。

電話相談

045-662-5524

【受付日時】 毎日 10時～22時

メール相談

【受付日時】 毎日 24時間受け付けています。

※返信は72時間以内に行います。

【相談方法】 右の二次元コードから、アクセスしてください。



お問合せ先

こども青少年局地域子育て支援課親子保健担当課長 戸矢崎 悦子 Tel 045-671-4286

検証委員会の概要

1 検証委員

第34期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会委員

50音順・敬称略

氏 名	職 名
有本 梓	横浜市立大学医学部看護学科 地域看護学領域 教授
◎ 川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
久保 蘭 祐子	横浜市主任児童委員連絡会 瀬谷区代表
澁谷 昌史	関東学院大学 社会学部 教授
高藤 杏花	神奈川県弁護士会 弁護士
藤田 純一	横浜市立大学附属病院 児童精神科医師

◎印…委員長

2 開催概要と検証経過

第34期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会

★関係機関へのヒアリング……令和5年4月～令和5年9月

第6回 令和5年7月27日……検証事例の概要、検証の進め方の検討

第7回 令和5年8月30日……ヒアリング調査結果の報告

検証事例の問題点、課題の検討

第8回 令和5年10月26日……ヒアリング調査結果の報告

検証事例の問題点、課題の検討

第9回 令和5年11月30日……課題・改善策・提言について検討

報告書素案項目の検討

第10回 令和6年1月11日……改善策・提言について検討

報告書素案の検討

第11回 令和6年2月14日……報告書最終案の検討

児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領

制 定 平成 20 年 3 月 28 日（局長決裁）
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日（局長決裁）

（目的及び設置）

第 1 条 児童虐待の防止等に関する法律 第 4 条第 5 項に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事例等検証委員会（以下「検証委員会」という。）を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置する。

（構成）

第 2 条 検証委員会の委員は、横浜市児童福祉審議会委員及び横浜市児童福祉審議会運営要綱第 3 条に基づく臨時委員 7 人以内をもって構成する。

2 検証委員会に委員の互選による委員長を 1 名置く。

（業務）

第 3 条 検証委員会は、次の業務を行う。

- (1) 児童相談所または区が関与していた虐待による重篤事例等及びこども青少年局で検証が必要と認める事例につき、必要な検証を行う。
- (2) 検証の結果は、報告書を作成のうえ、児童福祉審議会児童部会において報告する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は児童福祉審議会委員の任期とする。

（検証方法）

第 5 条 検証は、次の方法により行う。

- (1) 事例ごとに行うが、複数例を合わせて行うことも差し支えないこととする。
- (2) 区、児童相談所、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じて、関係機関ごとのヒアリング、現地調査等を実施する。
- (3) 調査結果に基づき、課題等を明らかにし、再発防止のために必要な事項を検討する。

（守秘義務）

第 6 条 検証委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議の非公開等）

第 7 条 プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができる。

（事務局）

第 8 条 運営に必要な事務は、こども青少年局こどもの権利擁護課が行うこととする。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日 ここ第 5443 号）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 31 日 ここ第 3908 号）

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日 ここ第 7885 号）

この要領は、平成 29 年 3 月 21 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日 ここ第 10841 号）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

児童虐待による重篤事例及び死亡事例検証報告書
(令和4年度発生分)

令和6年4月

横浜市児童福祉審議会